

議員提出第10号議案

防災・減災、国土強靱化を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年9月30日

提出者

成 相 安 信	福 田 正 明	五百川 純 寿
絲 原 徳 康	大 屋 俊 弘	中 村 芳 信
園 山 繁	白 石 恵 子	角 智 子
中 島 謙 二	池 田 一	須 山 隆
山 根 成 二	生 越 俊 一	岩 田 浩 岳
高 橋 雅 彦	吉 田 雅 紀	吉 野 和 彦
嘉 本 祐 一	田 中 明 美	内 藤 芳 秀
多々納 剛 人	福 井 竜 夫	原 拓 也
坪 内 涼 二	久 城 恵 治	岸 道 三
岡 本 淳	野 津 直 嗣	岡 崎 綾 子
河 内 大 輔	森 山 裕 介	中 村 絢

(別紙)

防災・減災、国土強靱化を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書

近年、我が国は、頻発化・激甚化する自然災害とともに、人口減少・高齢化、エネルギーや諸物価の高騰といった社会・経済状況の変化への対応など、様々なリスクに晒されており、このようなリスクに対応するには、地方においても社会資本の整備の推進に集中的に取り組む必要がある。

本県においても、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向け取組が進められているところであるが、江の川流域や県東部市街地において、たて続けに家屋浸水被害が発生し、昨年には、日御碕地区において、道路が崩落し孤立集落が発生するなど、多くの課題が残されている。

一方で、山陰自動車道はじめ高規格道路沿線では企業立地が進み、国道の通行止めの際には並行する山陰道が迂回路として機能するなど、整備効果が着実に表れている。

については、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 令和8年度について、地方の安全・安心な生活の確保と定住人口の増加、地域活力の向上に資する社会資本整備に必要な予算を、当初予算において、十分に確保するとともに地方に重点配分すること。
- 2 切れ目なく事業を推進するため、令和7年度補正予算を措置するとともに、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、物価高騰等を踏まえ、前年の水準を大きく上回る予算を確保するとともに、中小企業・小規模企業が多くを占める地方へ重点的に配分すること。
- 3 近年、度重なる浸水被害を受けた江の川流域をはじめ、治水事業を加速化すること。
- 4 山陰道については、ミッシングリンク解消、ダブルネットワークの構築のため、事業中区間の早期開通と、「益田～萩間」の未事業化区間の早期事業化を図ること。
- 5 中海・宍道湖圏域を結ぶ「8の字ルート」の一部を形成する境港出雲道路は、圏域の持続的発展に必要な道路であるため、未着手区間について国の直轄事業として早期事業化を図ること。
- 6 老朽化対策について、補助対象を点検なども含めて更に拡大し、所要の予算を配分するとともに、地方財政措置を拡充すること。
- 7 令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」の期限を延長し、対象事業を拡大するとともに、必要額の確保を図ること。
- 8 道路整備・管理の長期安定的な推進のため、必要な財源を確保すること。
- 9 防災・減災に資するとともに、食料の安定供給に不可欠な農地や農業水利施設等の基盤整備事業に必要な予算を十分に確保すること。
- 10 地方自治体の技術職員の不足への対応や大規模自然災害に迅速かつ的確に対処するために、地方整備局の人員・体制を強化すること。
- 11 離島や半島部などの地域における社会基盤の整備に特段の配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年9月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

農林水産大臣

国土強靱化担当大臣